

石川町スポーツ・文化活動宿泊補助金交付要綱

令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、石川町のスポーツ・文化の振興、交流人口の拡大及び地域経済活性化を図ることを目的として、宿泊を伴うスポーツ・文化活動合宿等のため県外から訪れるスポーツ・文化団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) スポーツ・文化活動合宿等 スポーツの強化練習、強化試合及び本町で開催される東北大会規模の大会参加のための宿泊を伴う活動並びに文化活動で、宿泊を伴う活動をいう。
- (2) スポーツ・文化団体 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学及び社会人が所属するスポーツクラブ等並びに文化活動団体をいう。
- (3) スポーツ施設等 町内の体育施設及び学校体育施設並びに公民館及び歴史民俗資料館等の文化施設
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条1項の規定により許可を受けたものが営業する町内に所在する宿泊施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、スポーツ施設等を使用したスポーツ・文化活動合宿等で、県外からの参加者が宿泊施設に宿泊し、宿泊人数が5人以上となるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教活動を目的とするもの。
- (2) 営利を目的とする入場料等を徴収するもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条第1項に規定する補助対象事業を主催する団体とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、宿泊施設に宿泊した県外からの参加者の延べ宿泊人数に1,000円を乗じた額とし、10万円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付(変更)申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長の定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画・収支予算書(様式第2号)
- (2) 宿泊予定者名簿(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 申請書を提出したのち申請内容に変更が生じたときは、変更申請書に変更の内容を明らかにする書類を添え、速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 交付の決定をしたのち前条2項の変更申請書が提出されたときは、前項の規定により再度交付の決定を通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績・収支決算書(様式第6号)
- (2) 宿泊証明書(様式第7号)
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と定める書類

(補助金の請求及び交付)

第9条 申請者は、補助金を請求しようとする場合には、補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合は、速やかに請求者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。